

補助金のあり方について

1. 補助金とは

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（寄附又は補助）

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

（解説）

地方公共団体は公益の追求のため種々の事務を行っているが、地方公共団体以外の者が行っている事務・事業のなかにも公益に資するものがあり、このような事務・事業に対して積極的に支援してやることは地方公共団体の行政目的を達成する上において有益であると考えられる。そこで自治法は、公益上必要がある場合には、寄附又は補助をすることができる」と規定している（自治法 232 の 2）。

補助とは、国又は地方公共団体が各種の行政目的をもつて、金銭その他のものを交付する行為であり、広義の補助金には、法令上当然に国又は地方公共団体が負担すべきものとされている負担金をも含むと解されているが、自治法第 232 条の 2 にいう「補助金」は恩恵的、援助的な目的をもつて交付される狭義の意味での補助金をさすものと解される。

補助金の一般的な性格としては、①相当の反対給付を受けないものであること、②交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、③交付された金銭について用途が特定されるものであること等があげられる。（地方実務財務大全 第一法規から引用）

2. 伊予市の補助金（単位 補助額、予算額：千円 比率：％）

	平成 23 年度			平成 28 年度		
	補助額	比率	予算額	補助額	比率	予算額
議会費	2,520	1.55	162,491	2,140	1.31	163,024
総務費	64,230	2.71	2,366,818	35,795	0.96	3,711,579
民生費	125,771	2.42	5,187,333	265,085	4.56	5,816,949
衛生費	57,618	3.25	1,772,601	22,347	1.69	1,320,924
労働費	—	—	5,000	—	—	5,000
農林水産業費	215,819	37.53	575,099	329,066	62.12	529,690
商工費	54,656	24.90	219,464	73,300	28.72	255,239
土木費	400	0.03	1,257,700	3,960	0.25	1,582,022
消防費	1,268	0.17	726,284	912	0.11	825,658
教育費	37,568	2.99	1,257,989	39,728	2.63	1,512,465
災害復旧費	—	—	4	—	—	1

公債費	—	—	2,182,014	—	—	1,749,593
諸支出金	—	—	2	—	—	2
予備費	—	—	10,000	—	—	10,000
合計	559,850	3.56	15,722,799	772,333	4.42	17,482,146
特別会計	884	0.01	10,691,643	3,926	0.03	12,419,721
総計	560,734	2.12	26,414,442	776,259	2.60	29,901,867

3. 補助金等審議会の答申との比較

	件数	H19	H23	H28	備考
増額方向	2	10,550	0	0	<u>廃止</u>
現行どおり	101	416,234	363,156	311,228	減額
現行・見直し	23	26,469	26,395	35,973	<u>増額</u>
減額方向	36	92,283	82,689	71,738	減額
廃止	13	7,920	200	0	廃止
審議なし	23	0	88,294	38,886	23 まで新規
H28 新規	27	0	0	318,434	28 まで新規
合計	225	553,456	560,734	776,259	
(参考)					
年度末人口 (人)		40,116	39,023	37,754	
人口1人当たり補助金額 (円)		13,796	14,369	20,561	

4. 行政評価委員会としての意見 (案)

・事務事業評価シートの記載方法

(例) 補助金の有無、補助対象者、補助金額の記載すべきかどうか

公益上必要がある場合、その理由を表現すべきか

・補助金等の見直しの必要性

(例) 全ての補助金の見直しをすべき

予算の〇%を上限として、ゼロベースで募集すべき

団体に対する補助は廃止すべき

国・県の補助があるものは、精査した上で導入すべき